



島根県報

平成28年4月15日（金）

号外第99号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりしまね海外販路開拓支援補助金の交付の対象等を定める告示（しまねブランド推進課） 2

補助金等交付規則第3条の規定により島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（観光振興課） 2

補助金等交付規則第3条の規定により島根県観光総合支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（ ” ） 3

告 示**島根県告示第316号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまね海外販路開拓支援補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまね海外販路開拓支援補助金の交付の対象等を定める告示（平成26年島根県告示第230号）は、廃止する。

平成28年 4 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

しまね海外販路開拓支援補助金

2 交付の目的

自立的に海外市場での取引拡大に取り組む県内事業者等に対して補助を行うことにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業、事業者、経費並びに交付の率及び限度額

交付の対象となる事業	事業者	経 費	交付の率及び限度額
(1) 商談会、展示会、物産展等への参加 (2) テスト輸出 (3) 販売促進活動 (4) 輸出向け商品の開発 (5) 海外ビジネス人材の育成 (6) その他海外展開や販路拡大に係る事業活動	自立的に海外販路開拓活動に取り組む県内事業者（県内に主たる事業所を有する事業者（個人事業者を含む。）をいう。）（島根県農業協同組合及び漁業協同組合 J Fしまねの地区本部又は支所を含む。）又は複数の県内事業者で構成される任意のグループであって知事が適当と認めるもの。ただし、業種が製造業である者にあつては、飲食料品及び工芸品に係るものに限る。	旅費、謝金、賃金、役務費、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、会場費、会議費、輸送費、通信費、リース料 その他知事が特別に必要と認める経費	交付の対象となる経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額
(7) セミナー、勉強会、商談会、展示会、物産展等の主催	県内市町村その他知事が適当と認める企業、団体等		交付の対象となる経費の2分の1以内の額又は150万円のいずれか低い額

備考

- 1 同一でない事業を複数行う場合の補助額は、各々の補助限度額を超えない範囲内において、合計150万円以内とする。
- 2 同一の事業について他の補助金等を受けている者は、対象事業者から除外する。
- 3 同一の事業者がこの補助金を利用できる回数は、通算2回（同一年度に1回）を限度とする。

島根県告示第317号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第623号）は、廃止する。

平成28年 4 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金

2 交付の目的

旅行者が島根県への観光を目的とした滞在型観光バス旅行を実施する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を推進するとともに、観光客の周遊を拡大することを目的とする。

3 交付の対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。

4 交付の対象となる事業の内容

次の要件を全て満たす団体向けの受注型企画旅行又は組織内の募集型企画旅行で、知事が適当と認めるもの

- (1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県及び山口県を除く地域を貸切バスの発地とするバス旅行であること。ただし、石見又は隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は、島根県を除く地域を貸切バスの発地とするバス旅行とする。
- (2) 島根県内のホテル、旅館等の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (3) 島根県内の観光施設等（立ち寄り証明書の発行が受けられるものに限り、宿泊施設を除く。）を旅程に4か所以上含めること。
- (4) 貸切バス1台につき、団体の構成人数（乗務員及び添乗員を除く。）が20名以上であること。ただし、石見又は隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は、15名以上とする。
- (5) 次の旅行に該当しないこと。
 - ア 学校行事として実施する旅行
 - イ 国、地方公共団体その他公共団体が実施する会議又は研修のための旅行
 - ウ 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行
- (6) 島根県及び公益社団法人島根県観光連盟のバス助成を受けていないこと。

5 交付金額

貸切バス1台当たり30,000円に島根県内での宿泊数を乗じた額とする。ただし、1事業所当たりの上限は、総額300,000円とする。

島根県告示第318号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県観光総合支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成28年 4 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県観光総合支援事業補助金

2 交付の目的

島根県内への新たな観光客の誘致につながる観光商品の開発や、地域の魅力を活用した観光素材の造成等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、民間主体の観光地づくりを促進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業、事業者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

次に掲げるとおりとする。

なお、4の(1)から(4)までのいずれかに該当する事業は、対象外とする。

(1) 旅行商品の開発

交付の対象となる事業	事業者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
旅行商品として成立し得るもので、商品としての可能性の検証、課題の把握等により、今後、申請者自らの旅行商品としての定着を前提に新たに実施する事業（次の要件を満たすものに限る。） ア 事業による収入を見込み実施するもの（原則として、有償を前提に実施するもの） イ 旅行商品としての可能性の検証、課題の把握等のために実施するもの ウ 旅行会社のパンフレット又はツアーに組み込まれることを前提に実施するもの エ 2年度目に実施するものについては、それまでの実績を踏まえ、問題点を改善し、実施するもの	ア 一部事務組合及び広域連合 イ 観光協会 ウ 法人 エ 法人格を有しない民間団体（次の要件を備えているものに限る。以下同じ。） (ア) 規約等を有していること。 (イ) 代表者が明らかであること。 (ウ) 団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること。	ア 委託料 イ 謝金及び費用弁償 ウ 材料費及び消耗品費（ツアー参加者特典、ツアー催行上必要なサイン整備など事業執行に直接関係するものに限る。） エ 使用料及び借上料（機材保険料を含む。） オ 通信運搬費 カ 印刷製本費 キ 広告料 ク その他事業の実施に必要と認められる経費	初年度に実施するものについては3分の2、2年度目に実施するものについては2分の1	初年度に実施するものについては1,000千円、2年度目に実施するものについては500千円

備考 この事業について、同一の事業者が同一の事業に関してこの補助金を利用できる回数は、2回（同一年度において1回）を限度とする。

(2) 観光素材造成（観光地づくり）

地域の魅力を活用した観光素材の造成及び観光地づくりのために実施する事業

交付の対象となる事業	事業者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
《プラン策定》 地域の観光資源を活用し、魅力ある観光地に形成していくための観光客受入れ企画（観光プラン）の策定事業	ア 観光協会 イ 法人格を有しない民間団体（活動実績があり、その構成員が5人以上であるものに限る。）	ア 謝金及び費用弁償（講師又は専門家に対するものに限る。） イ 委託料 ウ 材料費及び消耗品費 エ 印刷製本費 オ 通信運搬費 カ 使用料及び借上料 キ その他事業の実施に必要と認められる経費	2分の1	2,000千円
《観光素材造成》	ア 市町村	ア 委託料	初年度に実	初年度に実施

<p>来訪や周遊の動機付けとなるような地域の魅力を活用した新たな観光素材の造成。ただし、2年度目においては、それまでの実績を踏まえ、問題点を改善し、新たな要素を加えて実施するものであることを要件とする。</p>	<p>イ 観光協会 ウ 法人 エ 法人格を有しない民間団体</p>	<p>イ 謝金及び費用弁償 ウ 材料費及び消耗品費 エ 使用料及び借上料 オ 通信運搬費 カ 印刷製本費 キ 広告料 ク その他事業の実施に必要と認められる経費</p>	<p>施するものについては2分の1、2年度目に実施するものについては3分の1</p>	<p>するものについては1,000千円、2年度目に実施するものについては500千円</p>
<p>《観光地づくり》 地域特有の魅力、観光素材等を活用した新たな観光地づくりで、他の地域から誘客を図る取組。ただし、法人が実施する場合は、一法人に留まる取組ではなく、地域に波及するものであることを要件とする。</p>	<p>ア 県内の観光協会 イ 県内の法人 ウ 県内の法人格を有しない民間団体</p>	<p>ア 謝金及び費用弁償 イ 使用料及び借上料 ウ 通信運搬費 エ 印刷製本費 オ 委託料 カ その他事業の実施に必要と認められる経費</p>	<p>2分の1</p>	<p>500千円</p>
<p>《イベント支援》 地域の魅力が体感でき、地域の定番となり得るような新たなイベントで、県内外から広く誘客を図るもの（概ね1,000人規模）（当該事業の実施期間終了後も継続して実施することを前提としたイベントであるものに限る。）</p>	<p>ア 県内の市町村 イ 県内の観光協会 ウ 県内の法人 エ 県内の法人格を有しない民間団体</p>	<p>ア イベント周知に係る経費 （ア） 広告料 （イ） 印刷製本費 イ イベント運営経費 （ア） 委託料 （イ） 謝金及び費用弁償 （ウ） 賃金（イベント準備、当日の運営など事業執行に直接関係するものに限る。） （エ） 材料費及び消耗品費（参加者特典、サイン整備など事業執行に直接関係するものに限る。） （オ） 使用料及び借上料 （カ） 保険料 （キ） 通信運搬費 ウ その他事業の実施に必要と認められる経費</p>	<p>2分の1</p>	<p>500千円。ただし、イベント運営経費に係る補助金の額については、200千円を限度とする。</p>

備考 観光素材造成の事業について、同一の事業者が同一の事業に関してこの補助金を利用できる回数は、2回（同一年度において1回）を限度とする。

4 補助の対象とならない事業

- (1) ハード整備又は備品整備のみを実施する事業
- (2) 政治的又は宗教的活動と認められる事業
- (3) 申請者自ら企画し、及び実施する事業と認められない事業

(4) 県の他の補助事業の対象となっている事業